

みまもり通信 その160 <2022年8月号>

インターネット契約のルールが変わりました！



「インターネット料金が安くなる」と電話で勧誘を受け、契約後にトラブルになったという相談が多く寄せられていましたが、このたび、契約のルールが変わりました。

①電話勧誘では書面を用いて説明②解約に伴う違約金の上限は月額利用料まで③スムーズに解約できるようにすることが義務化されました。

契約前に書面で内容を確認し、十分に説明を受けた上で契約しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

『何でも買い取る』と言ったのに・・・



「電話で『不用品を何でも買い取る』と言われ、着物や食器を買い取ってもらう約束をしたが、訪問してきた担当者からは『指輪やネックレスしか買い取れない』と貴金属を見せるよう要求された」との相談が入りました。

訪問購入では、事前に承諾していない物品の売却を求めることは禁止されています。貴金属を強引に買い取る手口が横行していますので、勧誘電話には安易に応じないようにしましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ